

私立学校の授業料軽減について

< 県内私立通信制高等学校用 >

埼玉県では、私立高等学校等に通われるご家庭の教育費負担の軽減を図るため、国の高等学校等就学支援金をはじめとする、学費軽減の補助を実施しています。

授業料補助について（高等学校等就学支援金）

所得制限なく、以下の補助を受けることができます。

授業料年額制の場合

授業料補助額（上限額）

337,200円

授業料単位制の場合

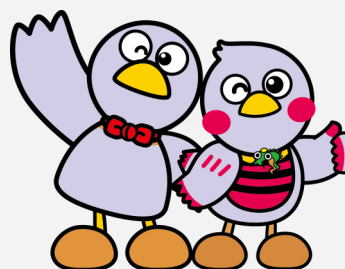
※ 通算74単位、年間30単位まで

授業料補助額（上限額）

13,668円（1単位あたり）

※ 「高校生等・新修学支援」の対象となる外国籍及び外国人学校の生徒は制度内容が異なります。
詳細は埼玉県学事課のHPをご確認ください。

学事課HPはこちらへ⇒



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

補助金の支給時期・支給方法

補助金は県から学校に交付され、学校から生徒・保護者に支給されます。支給の時期や方法は学校により異なりますので、詳細はお通りの学校に確認してください。

なお、補助金の支給方法は主に以下の2通りです。

- ・還付：決定された補助金分の授業料をご家庭にお返しする
- ・相殺：決定された補助金分を未納（または将来分）の授業料に充てる

本事業以外の補助制度について

埼玉県学事課では高等学校等就学支援金のほか、各種補助事業を行っています。

以下では、主な補助事業を紹介します。

奨学のための給付金

内 容：授業料以外の教育費（教科書代等）の支援
所得要件：生活保護（生業扶助）受給世帯、非課税世帯、
または年収約270～約490万円相当の世帯
申請時期：7月頃

- ※ 「被災児童生徒授業料等減免事業補助金」「学び直し支援金」など、上記以外の事業は埼玉県学事課のHPをご確認ください。
- ※ 申請時期は例年の目安であり、今年度の申請時期と異なる場合があります。申請は原則在籍する学校を通じて行いますので、学校からの案内に従い、申請してください。
- ※ 各補助金は、それぞれ個別に申請する必要があります。詳細な要件については、学校から配布される申請案内をご確認ください。
- ※ 当課の実施する事業のほかにも、他の都道府県、市区町村等が実施する補助を受けることができる場合があります。詳細については各都道府県・市区町村等にお問い合わせください。

本事業に関するお問い合わせ



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

申請の窓口は各学校になります。

申請に関することは、各学校へお問い合わせください。

当制度をより詳しく知りたい方は学事課HPをご参照ください。

埼玉県 授業料軽減 検索

電話でのお問い合わせは

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725

（平日：午前8：30～午後5：15）

埼玉県総務部学事課